地公建三二人

No. 152 2022. 12. 2 定価一部20円 (会員の購読料は (会費の中に含む

発

行

地方公務員

地方公務員退職者協議

会

自治労会館2F

03 - 3262 - 5546

地公退二〇二 一年要求について総務省申し入れ

らは竹田会長、足立、北村、徳茂、山岸副会長、川端事務局長がについて一一月七日に総務省に申し入れ、回答を受けた。地公退か地公退は第五三回総会で決定した「二〇二二年地公退統一要求」



実施し、当日も議員に同席願った。 岸真紀子参議院議員の側面的支援を得て 健福利課長ほかが対応した。昨年に続き 参加、総務省は大沢博公務員部長、笹野

答しなかった。要求と回答は以下の通り。管事項ではない」とする事項については回ているが、総務省側は例年のように「所自治体の退職者に関する事項を取り上げわっている業務・制度に関する事項、地方地公退要求は地方自治体が密接に係

要求と回答

施策を確立すること。一、憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉

一.年金について

- 賃金改善、次世代育成支援充実を図ること。
 (一) 年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、
- じめ関係者と誠実に協議すること。

 ・おい年金額水準を確保できることを重視して、現受給者をは現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥って、マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、
- の一/二国庫負担を堅持して必要財源を確保すること。すること。延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、そ三) 基礎年金保険料の拠出期間を現在の四〇年から四五年に延長

阿答)

と考えています。 に、社会保障審議会年金部会等での十分な議論が必要があると考えられることから、制度改正を行うに当たっがあると考えられることから、制度改正を行うに当たっがあると考えられることから、制度改正を行うに当たった。 生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要を生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要を生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要を表しています。

と承知しております。保険料の拠出期間の延長などについても議論されるもの保険料の拠出期間の延長などについても議論されるもの障審議会年金部会が開催されたところであり、基礎年金令和七年の年金制度改革に向けて、先月第一回社会保

ております。

でおります。

の大公務員の臨時・非常勤職員においては、平成二九年の方公務員の臨時・非常勤職員においては、平成二九年の方公務員の臨時・非常勤職員においては、平成二九年の方と、「地方公務員の臨時・非常勤職員において、地でおります。

定年が段階的に六五歳まで引き上げられることとなりまの一部を改正する法律」が成立し、国家公務員についてまた、令和三年の通常国会において「国家公務員法等

引き上げられる予定です。いて国家公務員の定年を基準として条例で定めるものといて国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとした。地方公務員の定年についても、地方公務員法にお

状況について、十分注視してまいりたいと考えています。も引き続き、社会保障審議会年金部会等における検討のこういったことを踏まえつつ、総務省としては、今後

投資原則(PRI)」の趣旨に沿った運用を拡充すること。適正に運用すること。株式運用投資では国連が提唱する「責任(四) 地方公務員共済長期積立金は運用収益目標を達成するために

(回答)

ものと考えております。して、政府の積立金基本指針等に基づき適正に行われるな運用利回りを最低限のリスクで確保することを目的と積立金の運用については、必要となる積立金の実質的

と考えております。と考えております。と考えております。ところであり、地方公務員共済組合全体としては、今後、ところであり、地方公務員共済組合全体としては、今後、ところであり、地方公務員共済組合全体としてし、

削減幅が大きい。沖縄の実情に即して何らかの是正策をとること。年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く(五) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済

(回答)

に減額するものです。

お期間は本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間がランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩がランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩。

済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共り、それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、正指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外のご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の

え方に違いはありません。も共済年金の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考象となっていることから生じているものであり、いずれ

の安定にも配慮しているところです。全体)は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活二三〇万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇%とする、②なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限

たいと考えています。すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしより、制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、民間被用者、公務員を通じた公平性を確保することに

三.地域包括ケアネットワーク基盤整備について

ビスを提供する地域包括ケアネットワークを実現すること。より、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサー街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態に

な財政措置を講ずること。

を性をもって、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切外護保険事業(支援)計画、二○二四年度から始まる第九期計画と外護保険事業(支援)計画、二○二四年度から始まる第九期計画と との基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者

回答

二〇二五年を目指しているところです。ては、いわゆる「団塊の世代」が全て七五歳以上となる地域包括ケアシステム(ネットワーク)の構築につい

知しております。

原生労働省においては、地域医療介護総合確保法に基
原生労働省においては、地域医療介護総合確保法に基

政支援が行われております。
方財政措置に加え、地域医療介護総合確保基金による財また、介護基盤の整備については、地方債等による地

れるよう適切に対応してまいります。としており、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進さ方負担分についても、適切に地方財政措置を講じること要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地

四.生活保護・生活困窮者自立について

整して速やかに復元すること。生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民

治体と協力して、確実な事業実施を図ること。 生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自

宀 地方税について

を正す税制とすること。の廃止を目指しつつ、当面地域振興とは無縁な返戻品競争などの歪の廃止を目指しつつ、当面地域振興とは無縁な返戻品競争などの歪居住自治体納税の原則を崩している「ふるさと納税」は近い将来

(回答

等、当該地域経済の活性化に寄与するものである必要がものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘とで、制度の適正な運用に取り組んでいるところです。度」が導入され、現在、各地方団体が一定のルールのもあるさと納税については、令和元年六月に「指定制

合したものであることが求められています。あるとの観点から、総務大臣が定める地場産品基準に適

る制度の適正化に取り組んでまいります。総務省としても、引き続き、指定基準の明確化等によ

六.住宅政策について

設すること。(一) 住宅困窮者を解消するため、需要調査に基づき公営住宅を増

発、老朽時対策を欠く住宅、を生じない都市計画を策定すること。(二) 人口動向と整合しない過剰な住宅建設、農緑地の虫食い的開

七.ジェンダー平等について

け地方公務員の職場環境を整備すること。社会全体でジェンダー平等が実現するよう尽力すること。とりわ

(回答)

援しています。 地方公共団体における女性活躍・働き方改革の取組を支地方公共団体における女性活躍・働き方改革の取組を支総務省では、第五次男女共同参画基本計画を踏まえ、

具体的には、

- ル職員を紹介する事例集の作成・地方公共団体における先進的な取組事例やロールモデ
- 組を支援してまいります。などを行っており、引き続き、地方公共団体における取などを行っており、引き続き、地方公共団体における取りができます。

言を行っております。よう、各種会議における働きかけなど、機会を捉えて助いラスメント防止のため法律上定められた措置を講ずるまた、ハラスメント対策として、各地方公共団体が、

助言を行ってまいります。アップし、ハラスメント防止の実効性が確保されるよう、今後とも、地方公共団体における取組状況をフォロー

八.デジタル化について

直すこと。
護の形骸化、地方自治否定など多くの問題を含んでいるので再度見の利活用基盤が欠如している一方、強権支配につながる個人情報保内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、高齢者等

(回答

地方行政のデジタル化は、デジタル技術を活用して業 がるものです。

ります。
た、個人情報の保護にも留意しながら取組を進めてまいた、個人情報の保護にも留意しながら取組を進めてまい。総務省としては、地方自治の本旨を尊重しながら、ま

九.原子力・化石燃料発電の見直しについて

炉とすること。休止した原子炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃存しないエネルギー政策に転換すること。新たな原子力発電所は建および事故時に広範かつ深刻な被害を及ぼす原子力発電の双方に依地方自治体と協力して、気候変動をもたらしている化石燃料発電

〇. カジノ賭博合法化法の廃止について

すので、地方自治体に対して慎重な対応を助言すること。 <以上>よる市民生活の破壊、反社会的勢力による施設内外の支配をもたらの整備に関する法律」および「特定観光施設区域整備法」は賭博に賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域